

(一社)宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会

県北ブロック相談支援事業所案内パンフレット



令和8年度版

「県北ブロック相談支援事業所案内パンフレット(令和8年度版)」につきましては、令和7年に作成した各事業所のパンフ案内項目の中で、変更・修正を伴う事業所より、データを頂き、更新いたしました。

また、新規にMSRに加入された事業所につきましても、新規情報を頂き作成いたしました。

「県北ブロック相談支援事業所案内パンフレット」は、令和8年7月31日時点の内容を記載したものです。



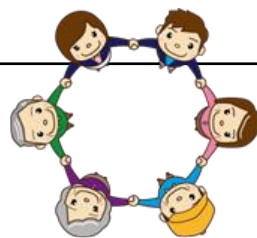
相談支援専門員とは？

障がいのある方が福祉サービスをうまく利用できるようなサポートをします。障害福祉サービスに関することをはじめ、住まいや地域生活といった暮らしに関することなど、さまざまな悩みに応じる“相談支援”を通して、障がいのある方やご家族の生活を支えます。



指定事業名とは？

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。専門的な知識をもって、柔軟な対応を可能とします。
委託相談支援	障がいのある方や家族に対し各種相談支援、情報提供などを総合的にを行います。
指定特定相談支援 18歳以上の方	介護給付（居宅介護や生活介護など）、訓練等給付（就労継続支援A型・B型、共同生活援助、自立生活援助など）、地域相談支援給付（地域移行支援、地域定着支援）を利用される方の計画作成を行います。
指定障害児相談支援 18歳未満の方	児童福祉法に基づくサービス（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）を利用される方の計画作成を行います。
指定一般相談支援	・地域生活への移行に関する相談事業を行います ・長期に渡り施設や病院にいた方が、精神科病院を出て地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行い、地域での生活を援助します





障がい者サービスはどんな人が利用できるの？

障害福祉サービスは、

- 身体に障害のある方（身体障害者手帳の交付を受けておられる方）
- 知的障害のある方
- 身体障害または知的障害のある児童
- 精神障害（発達障害を含む）のある方
- 難病患者等で一定の障害のある方

が、対象になります。



知的障害や精神障害でサービスを利用する場合も、身体障害の場合と同様に障害者手帳がないと、サービスが利用できないの？

障害者手帳を持っていなくても、知的障害のある方であれば、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認したり、精神障害のある方であれば、精神障害を理由とする障害年金の受給を証明する書類や医師の診断書などによって障害があると判断されれば、サービスを利用することができます。

ただし、サービスを受けるにあたっては、どの場合でも、「障がい者サービス受給者証」（以下、受給者証）の交付が必要です。受給者証はお住いの市町村へ申請して、障害支援区分の認定をされれば交付されます。

障害支援区分によって利用できるサービスが変わります。

〔障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用の流れ〕をご参照ください。



詳細につきましては、各市町村窓口へご相談ください。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用の流れ

障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある方々の支援の度合いや勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

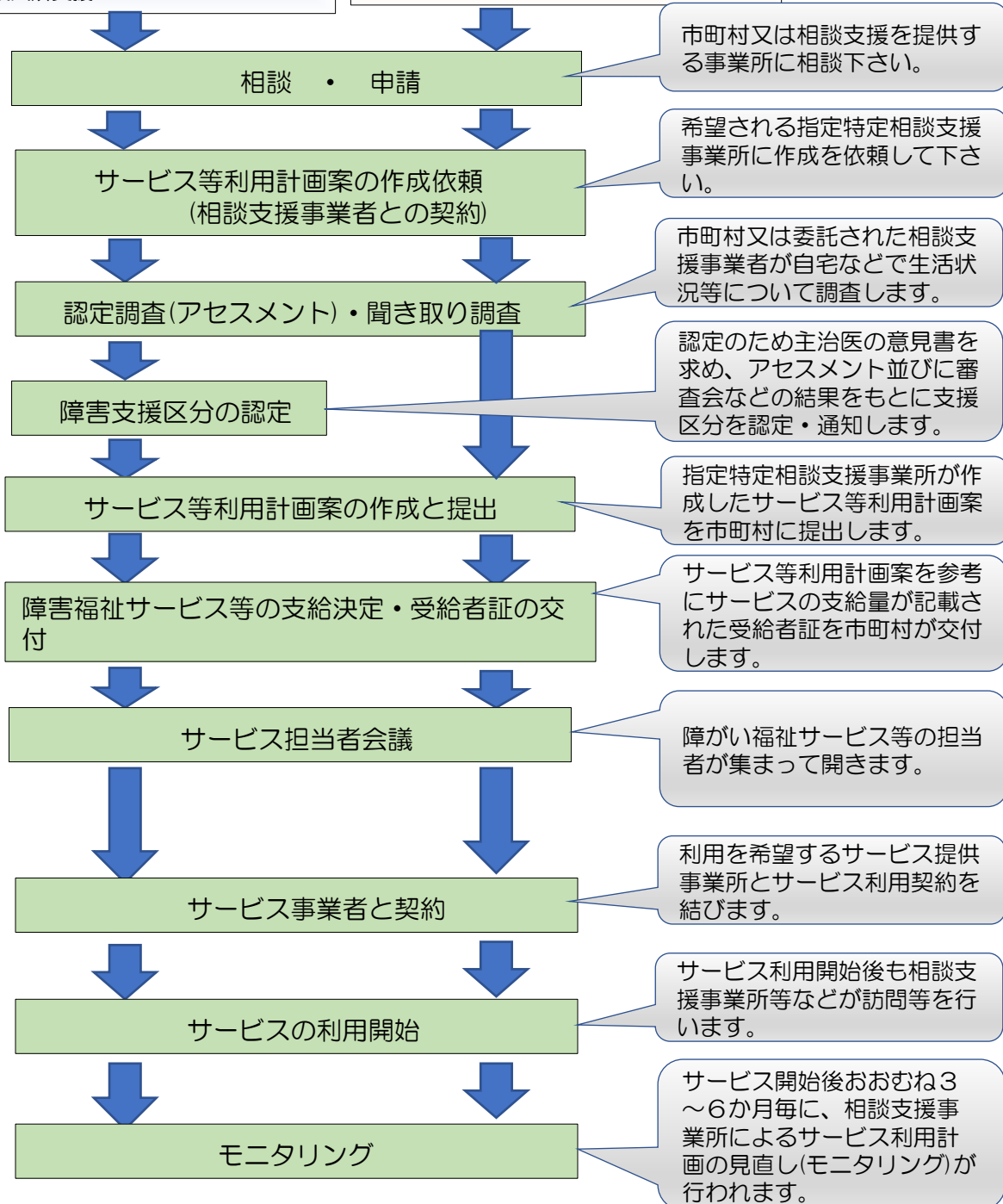
障害福祉サービス(介護給付)

- 自宅などを訪問
居宅介護、重度訪問介護、同行援護
行動援護、重度障害者等包括支援
- 日中活動
短期入所、療養介護、生活介護
- 施設
施設入所支援

障害福祉サービス(訓練等給付)

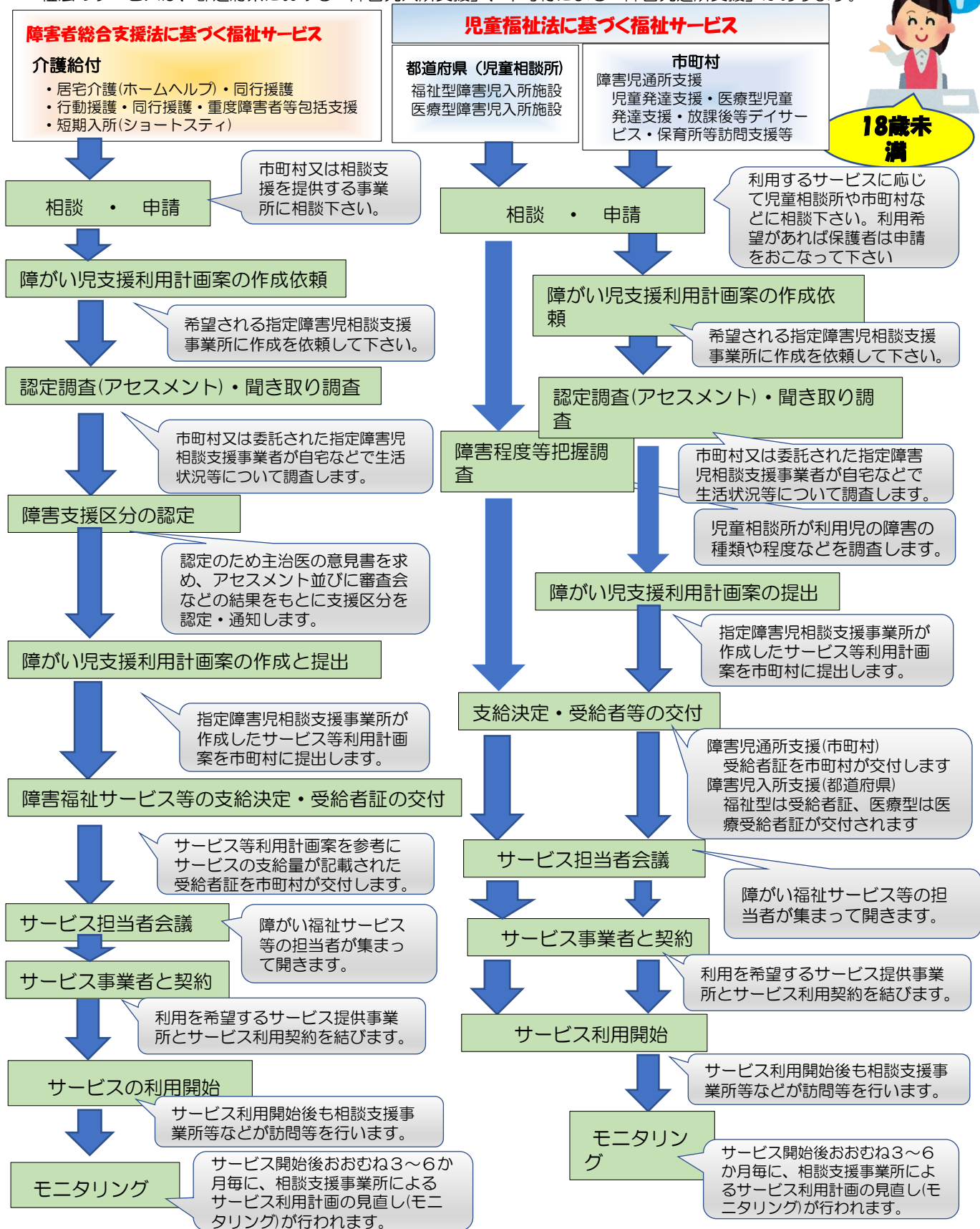
- 訓練や就労
自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労
移行支援、就労継続支援(A型・B型)、
就労定着支援
- 居住支援
自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)

18歳以上



障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービス利用の流れ

障害のある児童(18歳未満)が利用できるサービスは、障害者総合支援法に基づくサービスと、児童福祉法に基づくサービスがあります。障害者総合支援法のサービスは、介護給付の居宅介護や短期入所などがあります。児童福祉法のサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村による「障害児通所支援」があります。



延岡市



目 次 （下記事業所番号はスライド番号）

- ① 延岡市北部地域基幹相談支援センター
- ② 延岡市西部地域基幹相談支援センター
- ③ 延岡市南部地域基幹相談支援センター
- ④ 相談支援センターぶるーむ
- ⑤ サポートセンター愛育
- ⑥ 障害者相談支援室もみじ
- ⑦ CAMP
- ⑧ 障がい者相談支援事業所ばらの花束
- ⑨ そうだんサポートセンターはまゆう
- ⑩ 相談サポートあるたす
- ⑪ そうだんサポートところと
- ⑫ 相談支援事業所みなと
- ⑬ 延岡市しょうがい者そうだん室とびら
- ⑭ 障害児・者支援施設ひかり学園
- ⑮ 相談支援事業所こどもサポートセンターLaLa
- ⑯ 相談支援事業所つどい
- ⑰ 相談支援事業所リアン
- ⑱ 相談支援事業所月奏
- ⑲ 障がい者相談支援事業所すまいる
- ⑳ 相談支援事業所Loska
- ㉑ 相談支援事業所きらり
- ㉒ ぽいんせちあ

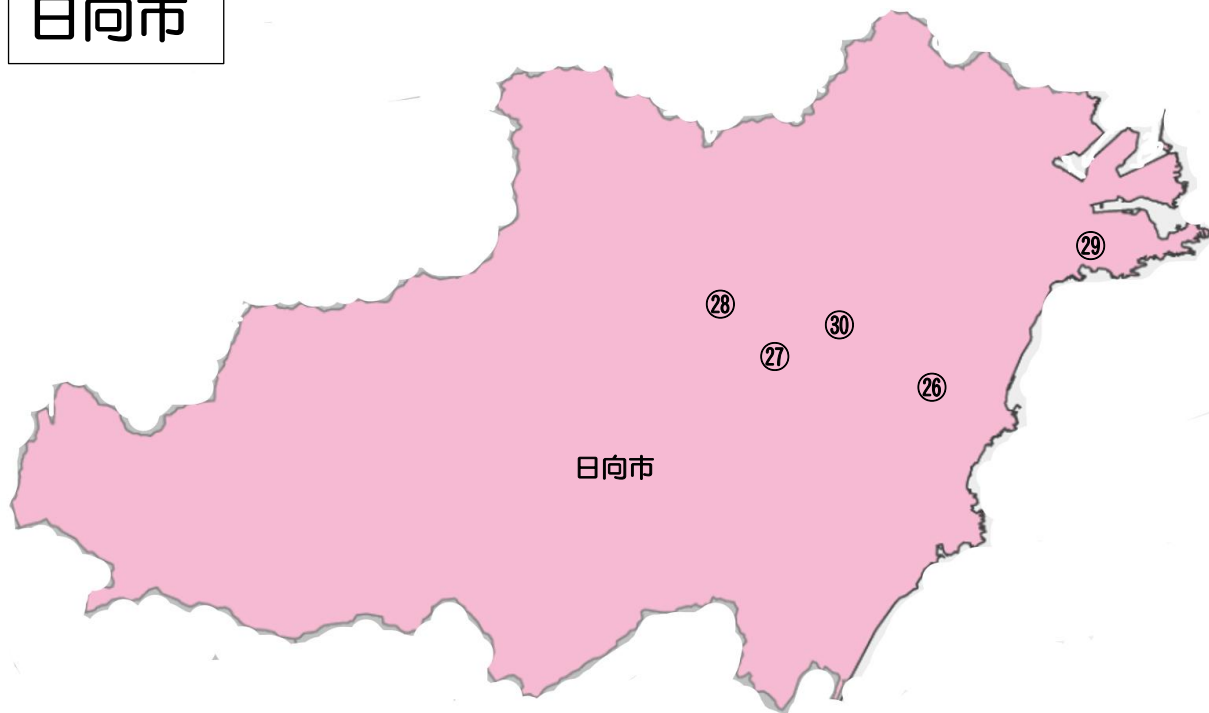
西臼杵郡



目 次 (下記事業所番号はスライド番号)

- ②③ 西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター
- ②④ 障害者サポートセンタースマイルたかちほ
- ②⑤ 日之影町社会福祉協議会障がい者相談支援事業所

日向市



目 次 （下記事業所番号はスライド番号）

- ②⑥ 日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター
- ②⑦ 相談支援センターあかつき
- ②⑧ 相談支援事業所サポートセンターしおみ
- ②⑨ 相談支援サポートさわらび
- ③⑩ 相談支援事業所虹の色

東臼杵郡



目 次 (下記事業所番号はスライド番号)

- ③① あさひ相談センターそーれ
- ③② 門川町社会福祉協議会 相談支援事業所
- ③③ 障がい者相談支援事業所ゆうあい
- ③④ そうだんサポートセンターみさと
- ③⑤ 委託相談支援事業所すくう
- ③⑥ ファーストカラーこども相談窓口
- ③⑦ 指定特定相談支援事業所Kapilina